

# 沼田市土木工事標準仕様書

試行	平成19年	4月27日
制定	平成20年	4月1日
改定	平成23年	7月1日
改定	平成25年	4月1日
改定	平成27年	4月1日
改定	平成29年	8月1日
改定	平成30年	4月1日
改定	令和元年	10月1日

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 一般事項

1-1-1	適用範囲及び一般事項	1
1-1-2	用語の定義	1
1-1-3	設計図書の照査等	3
1-1-4	施工計画書	3
1-1-5	監督員	4
1-1-6	工事用地等の使用	4
1-1-7	工事の着手	5
1-1-8	受注者相互の協力	5
1-1-9	調査・試験に対する協力	5
1-1-10	工事の一時中止	6
1-1-11	設計図書の変更	6
1-1-12	工期変更	6
1-1-13	支給材料及び貸与物件	7
1-1-14	工事現場発生品	7
1-1-15	監督員による検査(確認を含む)及び立会い等	7
1-1-16	数量の算出	8
1-1-17	工事完成図	8
1-1-18	工事完成検査	8
1-1-19	既済部分検査等	9
1-1-20	中間技術検査	9
1-1-21	部分使用	9
1-1-22	履行報告及び提出書類	10
1-1-23	工事関係者に関する措置請求	10
1-1-24	環境対策	10
1-1-25	文化財の保護	12
1-1-26	施設管理	12
1-1-27	諸法令の遵守	12
1-1-28	官公庁等への手続き	14
1-1-29	不可抗力による損害	15
1-1-30	特許権等	15
1-1-31	保険の付保及び事故の補償	16
1-1-32	臨機の措置	16
1-1-33	建設業許可票の設置及び状況写真	16

#### 第2節 施工管理

1-2-1	主任技術者等	16
1-2-2	工事の下請負	17
1-2-3	施工体制台帳等の作成及び提出等	17
1-2-4	CORINSへの登録	18

1-2-5	施工管理	18
1-2-6	工事測量	19
1-2-7	施工時期及び施工時間の変更	19
1-2-8	建設副産物対策	19
1-2-9	過積載の防止	20
1-2-10	後片付け	21
1-2-11	工事中の安全対策	21
1-2-12	爆発及び火災の防止	22
1-2-13	事故報告	23
1-2-14	交通安全管理	23
1-2-15	公共事業工事における新技術活用の促進	24
1-2-16	技能士の有効活用について	24

様式-1	質疑応答書
様式-2	支給品精算書
様式-3	現場発生品引渡書
様式-4	工程報告書
様式-5	施工状況報告書
様式-6	施工体制台帳
様式-7	再下請負通知書
様式-8	施工体系図
様式-9	下請施工状況変更届
様式-10	安全訓練の実施状況報告書
様式-11	工事事務報告書

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 一般事項

##### 1-1-1 適用範囲及び一般事項

- 1 この土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、沼田市が発注する道路工事・下水道工事・水道工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「沼田市建設工事の監督に関する規則(以下「監督規則」という。)&#x2D;及び「沼田市建設工事検査規則(以下「検査規則」という。)&#x2D;に従った監督・検査体制で、建設業法第18条の定めに基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- 4 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は( )内を非SI単位とする。

##### 1-1-2 用語の定義

- 1 監督員とは「監督規則」に定める監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験または検査の実施(他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。)を行い、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止または打切りの必要があると認める場合における所属長への報告を行う者で、総括監督員と監督員を総称していう。
- 2 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- 3 設計図書とは、仕様書、契約図面、施工条件明示、工事施工に関する工種・設計数量及び規格を示した書類(入札参加者からの質問に対する発注者の回答書)をいう。
- 4 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書とを総称していう。
- 5 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
- 6 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 7 施工条件明示書とは、工事を施工するにあたり、制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示した書類をいう。

- 8 質疑応答書(様式-1)とは、入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 9 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
- 10 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 11 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- 12 協議とは、契約図書の協議事項について、書面により発注者または監督員と受注者とが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 13 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 14 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が発注者または監督員に対し、工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 15 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面をもって知らせることをいう。
- 16 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 17 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
  - (2) 軽微で誤解を生じる可能性が低い連絡事項については、電話、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとし、書面による記録を要しない。
  - (3) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 18 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場または関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 19 立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 20 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 21 工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 22 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 23 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関における品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 24 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 25 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
- 26 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう。
- 27 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
- 28 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

- 29 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 30 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
- 31 SIとは、国際単位系をいう。
- 32 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 33 JIS規格とは、日本工業規格をいう。

### 1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与することができる。

ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値(群馬県)等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から同項第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等(協議用図面程度であり変更設計図面でないもの)を含むものとする。

監督員は、受注者から確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、調査終了後、原則として14日以内に、その結果を受注者に通知する。また、調査結果において、契約書第18条第1項から第5項に係る事実が確認された場合であって、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または、変更は監督員が行う。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

### 1-1-4 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事または当初請負金額が500万円未満の工事については、下記の(6)のみ、1,000万円未満の工事については(5)(6)のみに省略することができる。

- (1)工事概要
- (2)計画工程表
- (3)施工方法(主要機械・仮設備計画・工事用地等を含む)
- (4)施工管理計画
- (5)安全管理
- (6)緊急時の体制及び対応
- (7)交通管理

(8)環境対策

(9)現場作業環境の整備

(10)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(11)その他

土木工事標準仕様書(群馬県)別記「施工計画書の記載内容」により施工計画書に必要な内容を記載するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書の内容のうち(3)(4)(5)(6)(8)に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を指示された時期までに提出しなければならない。

#### 1-1-5 監督員

- 1 発注者が定める当該工事の監督員は総括監督員及び監督員とする。
- 2 監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 3 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使、または義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。
- 4 受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使、または義務の履行については、監督員に対して行うものとする。  
ただし、監督員が不在または欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。
- 5 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者との両者が指示内容等を確認するものとする。

#### 1-1-6 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-7 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日後30日以内に工事に着手しなければならない。

#### 1-1-8 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

#### 1-1-9 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
  - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
  - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
  - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
  - (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査及び施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、当該工事が低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査の実施により落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 受注者は、施工体制台帳及び施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
  - (2) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。
  - (3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
- 5 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。



また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない

#### 1-1-10 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合。
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-11 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-12 工期変更

- 1 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(以下「事前協議」という。)ものとする。
- 2 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合は、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部または一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の

日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-13 支給材料及び貸与物件

- 1 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書(様式-2)を監督員に提出しなければならない。
- 4 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。
- 5 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

#### 1-1-14 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品引渡書(様式-3)を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、現場発生品引渡書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

#### 1-1-15 監督員による検査(確認を含む)及び立会い等

- 1 受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会いにあたっては、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。
- 2 監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立入り、立会いし、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員による検査(確認を含む)及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督員が製作工場において立会い及び監督員の検査(確認を含む)を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督員による検査(確認を含む)及び立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。  
ただし、やむを得ない理由があると監督員の認めた場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1)受注者は、丁張及び床掘の終了時、基礎工事施工の前後、型枠または鉄筋の組立ての終了時等主要な工事段階の区切りにおいて、当該工事に係る構造物等が外部から明視することができないときは、監督員立会いのうえ、段階確認を受けなければならない。
  - (2)受注者は、事前に段階確認に係わる計画(種別、細別、施工予定時期等)を施工計画書内に記載し、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、施工計画書に記載された計画に従って、段階確認を受けなければならない。
  - (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
  - (4)受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
  - (5)監督員が施工計画書に記載の無い工種で段階確認が必要と認めた場合は、受注者は監督員と協議のうえ、必要な段階確認を受けなければならない。
- 7 監督員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。ただし、極力現場での臨場で行うものとし、監督員の都合が悪い場合は、総括監督員または係員等が代わって行うものとする。段階確認を机上とする場合において、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提出し確認を受けなければならない。

#### 1-1-16 数量の算出

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(群馬県)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値(群馬県)を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

#### 1-1-17 工事完成図

受注者は、特記仕様書または施工条件明示により指定された工事については、工事完成図及び施設管理台帳を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図及び施設管理台帳の作成を省略することが出来るものとする。

#### 1-1-18 工事完成検査

- 1 受注者は、沼田市建設工事検査規則の規定に基づく完成検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1)設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2)契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
  - (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結しているこ

と。

- 4 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 5 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- 6 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

#### 1-1-19 既済部分検査等

- 1 受注者は、契約書第37条第2項の規定に基づき、部分払いの確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る沼田市建設工事検査規則の規定に基づく出来形検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第37条の規定に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4 受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第6項の規定に従うものとする。
- 5 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 6 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-20 中間技術検査

- 1 受注者は、設計図書において中間技術検査の対象と定められた工事については、沼田市建設工事検査規則の規定に基づく中間技術検査を受けなければならない。
- 2 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
- 3 中間技術検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。
- 4 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

#### 1-1-21 部分使用

- 1 発注者は、受注者の同意を得て部分使用することができる。
- 2 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、出来形及び品質等について、検査員による沼田市建設工事検査規則の規定に基づく完成部分検査(確認を含む。)を受けるものとする。

### 1-1-22 履行報告及び提出書類

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告するものとする。なお、請負金額が2,000万円以上の工事については、毎月工程報告書(様式-4)を月末までに監督員に提出するものとする。

### 1-1-23 工事関係者に関する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-24 環境対策

- 1 受注者は、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講じるとともに、群馬県及び沼田市が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。
- 2 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 3 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を監督員に提示しなければならない。
- 5 受注者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンの停止(アイドリング・ストップ)を行うよう適切な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以

降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-2に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ①バックホウ ②トラクタショベル(車輪式) ③ブルドーザ ④発動発電機(可搬式) ⑤空気圧縮機(可搬式) ⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ⑧ホイールクレーン	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

表1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ①バックホウ ②トラクタショベル ③大型ブレーカ ④コンクリート吹付機 ⑤ドリルジャンボ ⑥ダンプトラック ⑧トラックミキサ	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kw以上260kw)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択すること。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を

遵守させるものとする。

- 8 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。

- 9 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」第2条に規定する環境物品等の使用を積極的に推進するものとする。

(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

#### 1-1-25 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工にあたって、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者が工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

#### 1-1-26 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

#### 1-1-27 諸法令の遵守

- 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法
- (2) 建設業法
- (3) 下請代金支払遅延等防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 作業環境測定法
- (7) じん肺法

- (8)雇用保険法
- (9)労働者災害補償保険法
- (10)健康保険法
- (11)中小企業退職金共済法
- (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- (13)出入国管理及び難民認定法
- (14)道路法
- (15)道路交通法
- (16)道路運送法
- (17)道路運送車両法
- (18)砂防法
- (19)地すべり等防止法
- (20)河川法
- (21)海岸法
- (22)港湾法
- (23)港則法
- (24)漁港漁場整備法
- (25)下水道法
- (26)航空法
- (27)公有水面埋立法
- (28)軌道法
- (29)森林法
- (30)環境基本法
- (31)火薬類取締法
- (32)大気汚染防止法
- (33)騒音規制法
- (34)水質汚濁防止法
- (35)湖沼水質保全特別措置法
- (36)振動規制法
- (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (38)文化財保護法
- (39)砂利採取法
- (40)電気事業法
- (41)消防法
- (42)測量法
- (43)建築基準法
- (44)都市公園法
- (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (46)土壌汚染対策法
- (47)駐車場法
- (48)海上交通安全法
- (49)海上衝突予防法
- (50)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律



- (51) 船員法
  - (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
  - (53) 船舶安全法
  - (54) 自然環境保全法
  - (55) 自然公園法
  - (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
  - (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
  - (58) 河川法施行法
  - (59) 技術士法
  - (60) 漁業法
  - (61) 空港法
  - (62) 計量法
  - (63) 厚生年金保険法
  - (64) 航路標識法
  - (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律
  - (66) 最低賃金法
  - (67) 職業安定法
  - (68) 所得税法
  - (69) 水産資源保護法
  - (70) 船員保険法
  - (71) 著作権法
  - (72) 電波法
  - (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
  - (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
  - (75) 農薬取締法
  - (76) 毒物及び劇物取締法
  - (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
  - (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
  - (79) 警備業法
  - (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
  - (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。

#### 1-1-28 官公庁等への手続き

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、関係書類を保管し、監督員の請求が

あった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 7 受注者は、国、県、市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

#### 1-1-29 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告するものとする。
- 2 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1)降雨に起因する場合(次のいずれかに該当する場合)
    - ①24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上
    - ②1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
    - ③連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上
    - ④その他設計図書で定めた基準
  - (2)強風に起因する場合  
最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合
  - (3)河川の出水等に起因する場合  
河川沿いの施設にあつては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
  - (4)地震及び豪雪に起因する場合  
地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたつて、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
- 3 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行つたと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-30 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等

については、発注者と協議するものとする。

- 3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

#### 1-1-31 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
- 2 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の制度に加入した場合は、共済証紙受払簿を作成し、工事完成検査の前までに監督員の確認を受けなければならない。

#### 1-1-32 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をただちに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### 1-1-33 建設業許可票の設置及び状況写真

受注者は、建設業法第40条及び建設業法施行規則第25条の規定により、現場ごと公衆の見やすい場所に建設業の許可票を設置しなければならない。

## 第2節 施工管理

### 1-2-1 主任技術者等

- 1 受注者は、建設業法第26条の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置しなければならない。
  - (1) 施工計画書の作成
  - (2) 工程管理
  - (3) 品質管理

- (4)安全管理
  - (5)その他の技術上の管理
  - (6)工事の施工に従事する者の技術上の指導監督
- 2 受注者は、建設業法第26条第3項の規定に基づき設置する専任の監理技術者等については、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者を配置しなければならない。なお、監理技術者等の変更については、病気、退職等の理由により就労できない場合及び工事の施工上やむを得ないと発注者が判断した場合に限りできるものとする。
- ただし、この場合であっても第1項の規定を準用するものとする。
- (1)受注者と当該工事の希望申込受付開始時点において既に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者
  - (2)受注者が、当該工事の希望申込時に配置予定の監理技術者等として届けた者
- 3 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示しなければならない。

### 1-2-2 工事の下請負

- 1 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の規定に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。
- 2 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - (2)下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
  - (3)下請負者が沼田市の工事関係競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。
  - (4)下請負者が特定共同企業体でないこと。

### 1-2-3 施工体制台帳等の作成及び提出等

- 1 受注者は、工事着手前までに施工状況報告書(様式-5)を監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額に関わらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法の規定に基づき、次の各号に従わなければならない。
- (1)下請負者の名称、当該下請負者に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳(様式-6)を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを監督員に提出しなければならない。また、この場合において、再下請契約の締結をした場合には、再下請負通知書(様式-7)の写し、下請契約書の写しを併せて提出しなければならない。
  - (2)各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図(様式-8)を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。
  - (3)下請負者に次の各号に掲げる事項が生じた場合は、その都度すみやかに下請施工状況変更届(様式-9)を監督員に提出しなければならない。この場合において、当該変更届には、前2項で規定する書類(施工状況報告書を除く。)のうち、変更内容に応じた書類を添付

するものとする。

- ①新たに下請契約を締結した場合
- ②下請契約を解除した場合
- ③請負代金額を変更した場合
- ④その他既に提出されている書類に変更が生じた場合

#### 1-2-4 CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工の登録は工事完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)のすべての工事とし、受注・変更・竣工・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

変更登録は、工期、配置技術者に変更が発生した場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は受注者が保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成検査の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

「登録内容確認書(登録のための確認のお願い)」は、コリンズ・テクリスセンターから送付される書類を監督員が印刷し、確認・押印後、受注者へ原則としてメール等で送付する。

受注者が行っていた登録内容の確認書の印刷及び監督員への提出は不要とする。

#### 1-2-5 施工管理

- 1 受注者は、工事の施工にあつては、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。
- 2 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
  - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
  - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
  - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち「路上工事等の安全施設設置要領」(群馬県)により、標示板を設置しなければならない。
- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び

作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

- 7 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ通知しその対応について指示を受けるものとする。
- 8 受注者は、「土木工事施工管理基準及び規格値」(群馬県)により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に提出しなければならない。それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。  
ただし、基準及び規格値が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
- 9 受注者は、別途定める「土木工事写真管理要領」(群馬県)に基づき工事記録写真を撮影し、工程順に工事記録写真帳に整理、保管し、工事完成時に提出しなければならない。

#### 1-2-6 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3 受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標を移設してはならない。  
ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 5 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中用基準面を基準として行うものとする。

#### 1-2-7 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

#### 1-2-8 建設副産物対策

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

- 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によりマニフェスト制度が拡充され、すべての産業廃棄物に対しマニフェストを義務化する。
  - (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストシステムにより、適正に処理されているか確認をする。また、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時にE票または電子マニフェストシステムによる受渡確認票を提示しなければならない。
  - (2) 監督員は、工事において産業廃棄物が発生する場合、処理費を適正に計上するとともに、受注者から新たに搬出の報告があった場合は、変更設計により処理費を適正に計上しなければならない。
  - (3) 廃棄物管理表(マニフェスト)は、完成検査の対象項目とするが、写し(コピー)の提出は不要とする。
- 3 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」、「再生資源の利用の促進について」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。(ただし、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録している場合には、登録証明書のみを提出する。)
- 5 受注者は、建設副産物実態調査の対象となる変更後の請負金額が100万円以上の工事においては、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。(ただし、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録している場合には、登録証明書のみを提出する。)
- 6 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。(ただし、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録している場合には、登録証明書のみを提出する。)
- 7 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。
- 8 建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。

### 1-2-9 過積載の防止

- 1 受注者は、積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 受注者は、過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 受注者は、資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあた

っては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- 4 受注者は、さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませず、並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 受注者は、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 6 受注者は、取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 7 受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「大型自動車事故防止法」という。）の目的に鑑み、大型自動車事故防止法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 8 受注者は、下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 9 受注者は以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

#### 1-2-10 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

#### 1-2-11 工事中の安全対策

- 1 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。  
ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 4 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 5 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 6 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 8 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。



- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2)当該工事内容等の周知徹底
  - (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4)当該工事における災害対策訓練
  - (5)当該工事現場で予想される事故対策
  - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項
- 9 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
- 10 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況についての概要を記録した書面(様式-10)について、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 13 特定元方事業者(建設業その他政令等で定める業種に属する事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの。)は、元請及び多数の協力会社の作業員が、一の場所で混在して作業によって発生する労働災害を防止するため、すべての協力会社が参加する協議組織(安全衛生協議会・災害防止協議会)を設置し、定期的に会議を開催しなければならない。
- 監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 14 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- 15 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- 16 受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。
- 17 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 18 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、補修しなければならない。

### 1-2-12 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
- (1)受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
  - (2)現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置

等を設置し保管管理に万全の措置を講じるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
  - (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び時期、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
  - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

### 1-2-13 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書(様式-11)を速やかに監督員に提出しなければならない。

### 1-2-14 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「路上工事等の安全施設設置要領」(群馬県)等に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 発注者が、工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 5 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 6 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 7 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 8 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- 9 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなけ

ればならない。

また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-3

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量	総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18.0t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19.0t)、隣り合う車軸に係る軸距が1.8m以上の場合は20.0t
	輪荷重	5.0t
最小回転半径		12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

#### 1-2-15 公共事業工事における新技術活用の促進

受注者は、ぐんまの環境新技術等または群馬県建設工事関連新技術等として認定された製品等若しくは新技術システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

#### 1-2-16 技能士の有効活用について

受注者は、国家検定制度による技能士について、品質確保及び技能継承の観点から積極的に活用するように努めることとする。技能士を活用したことで、特段工夫した点等があれば、監督員に報告するものとする。

(注) 次の各編及び各章における工種については、群馬県土木工事標準仕様書に定めるところによるものとする。

第1編 共通編

第2章 土工

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第2編 材料編

第3編 土木工事共通編

第6編 河川編

第7編 河川海岸編

第8編 砂防編

第9編 ダム編

第10編 道路編

第11編 森林土木編